

最近の環境関連行政の動き

環境事業部 長谷川 あゆみ

1 はじめに

環境関連の法規制は数多く、多岐にわたります。法令遵守の徹底が進められている中、法規の制定・改正や動向の情報収集は重要度を増しています。昨年度も多くの法改正や関連の通達がありました。今回は、ここ最近の環境関連行政の動きについて概説します。

2 作業環境関連の法規

物質の毒性と曝露量から行うリスク評価を基に、様々な取り扱いでリスクが高いと認められる物質は規制される一方、リスクに応じた合理的な管理ができるよう規制緩和も行われています。

(1) インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物の健康障害防止措置義務付け

平成22年度に実施された詳細リスク評価の結果から、インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物は、多くの事業場の作業工程に共通して高いリスクが考えられ、労働者の健康障害防止措置が義務付けられました（平成25年1月1日施行）。管理濃度はコバルトは0.02mg/m³、エチルベンゼンは20ppmと定められました。インジウム化合物は管理濃度の設定はありませんが、局所排気装置の制御風速が、1.0m/sに規定されています。作業環境測定方法では、はじめて誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）の使用が規定されました。そのほか、健康管理の詳細など関連する一連の内容が定められています。

(2) 多様な有害物発散防止抑制設備の導入緩和

職場で取り扱う化学物質の種類・工程の多様化、複雑化に対応し、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤予防規則などの一部が改正されました（平成24年7月1日施行）。これまで義務づけられていた局所排気設備以外の多様な発散防止設備の導入が認められ、リスクに応じた合理的な管理が可能になりました。

3 水質関係：水生生物を考慮した対応の強化

生物多様性を考慮したものとして注目される環境基準の追加や新たな水質評価法の検討が行われています。

(1) 水生生物の保全に係る環境基準の追加

環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸とその塩が追加されました（平成25年3月27日施行）。本基準では、亜鉛、ノニルフェノールに次ぐ3項目となりました。

(2) 生物応答を用いた排水管理の検討

これまで物質ごとに排水基準の濃度が制定されてきましたが、ミジンコ・藻類・魚類といった生物の応答を指標として個別の物質ではなく全排水を評価する手法の導入が検討されています。

4 大気関係：PM2.5粒子への対応

中国の大気汚染の問題を契機に、PM2.5粒子への対応が進んでいます。環境基準値は平成21年9月に「1年平均値15µg/m³以下かつ1日平均値35µg/m³以下」と定められていますが、環境省は都道府県などから住民へ注意喚起を行う暫定的な指針値を、1日平均値70µg/m³と設定しました。主な曝露経路は大気中のPM2.5粒子の吸引で、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすなどが行動の目安となりました。現在、午前5時～7時の平均値が85µg/m³を超えた場合、午前8時に防災無線等で注意喚起が実施されています。

5 廃棄物：PCB特別措置法施行令の一部改正

PCB特別措置法施行令の一部が改正され（平成24年12月12日付け）、PCB廃棄物の処理期限が平成39年3月31日に延長されました。これは、環境省の「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討

委員会」においてPCB廃棄物の処理の進捗状況等の検討結果から、当初の平成28年7月までの処理完了が困難であり、新たな処分期間を設定することが適当であると報告を踏まえられたものです。

6 環境負荷物質：製品中に副生するPCBの管理強化

一部の有機顔料において製造工程で非意図的に微量のPCBが生成することが判明したため、国際的な基準（50ppm）を超える有機顔料について、その製造、輸入及び出荷を停止するよう経済産業省が指導していますが、最近輸入品のジフェニルシランジオール中にもPCBが含まれることが判明し、有機顔料と同様に、継続的に低減できることを行政が確認できるまでは輸入を停止するよう求めています。

7 おわりに

近年の環境管理は、規制に対応するだけでなく自主的なリスク評価と結果に応じた対策の立案といった自主管理も求められるようになってきました。当社は、環境管理がより複雑化し、専門性を増しているなか、信頼ある情報と技術をご提供できるよう努めてまいります。

参考資料

厚生労働省：インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物に係る規制の導入
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei48/>

環境省：水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等に係る環境省告示について
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16494>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定及び意見募集の結果について
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16073>



長谷川 あゆみ
 (はせがわ あゆみ)
 環境事業部